

兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組の継続について  
(一般甲)

〔 兵 警 務 一 般 甲 第 2 1 号  
令 和 2 年 3 月 1 2 日 〕

兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組の継続につ  
いて (一般甲) (要徹底)

対号 兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進のた  
めの取組の継続について (平成30年5月29日兵警務一般甲  
第75号)

兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組については、対号に  
基づき運用しているところであるが、引き続き、別添のとおり運用することとしたので、  
各所属長は、所属職員に周知徹底するとともに、同取組を積極的に推進されたい。

なお、対号については廃止する。

別添

## 兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画

### 第1 趣旨

本県警察においては、平成28年4月、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組計画、次世代育成支援対策及び女性警察官の採用・登用拡大に向けた取組内容を統合した「兵庫県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」（以下「取組計画」という。）を策定し、各種取組を推進してきたところ、職員一人当たりの年次休暇取得日数が増加したほか、超過勤務時間が縮減されるなど、一定の効果が認められたところである。引き続き、職員の働き方改革の推進、男性職員の家庭生活への参画の促進、業務の合理化及び効率化など、全職員のワークライフバランスの実現に向けた取組を推進することとする。

### 第2 計画期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間

### 第3 所属における推進体制

- 1 各所属に推進責任者を置き、警察本部の所属にあつては次席又は副隊長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。
- 2 推進責任者は、所属において、情報の提供、職員の意識啓発その他この計画の推進に必要な措置を講ずるものとする。

### 第4 取組内容

#### 1 仕事と育児の両立支援

育児休業の取得率を取得希望者の100パーセントとすること並びに出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率を100パーセントとすることを目標とし、次に掲げる取組を推進する。

##### (1) 育児休業制度等の周知

兵庫県警察オフィス・オートメーションシステムの所属キャビネットに掲載の資料、福利厚生冊子「いきいきライフ」等を活用し、育児休業等に関する制度の周知及び育児休業等の積極的な取得に向けた意識啓発を行う。

また、産前・産後休暇に加えて、育児休業は子が3歳に達するまでの範囲で希望する期間の取得が可能であることについて、職員の理解の促進を図る。

##### (2) 育児休業を取得する警察職員に対する支援

ア 育児休業取得職員への支援

育児休業取得者支援プログラムを活用し、支援希望者との連絡を密にするとともに、各種資料を送付するなど、情報提供を推進する。

イ 育児休業取得職員の円滑な職場復帰の支援

(ア) 育児休業取得職員の職場復帰前に、上司が当該職員と業務の引継ぎ等に関する打合せを実施し、職場復帰時には、必要な研修等を実施する。

(イ) 仕事と育児の両立に苦慮している職員等を的確に把握し、本人及び所属からの意見及び要望を聴取の上、人事上の措置について検討する。

(ウ) 託児施設等に関する情報の収集及び提供並びに警察互助会等において育児支援のために実施している事業の周知に努める。

ウ 育児休業を取得しやすい職場環境づくり

育児休業取得職員の代替職員を確保するため、計画的な育休任期付職員（令和2年3月31日までの間にあっては臨時的任用職員。以下同じ。）の採用を図るとともに、育休任期付職員の採用による代替措置をとることができない警察官についても、代替要員を確保する方策等を継続して検討する。

(3) 男性職員の出産及び育児への積極的な参画

ア 男性職員に対する意識啓発

知事部局と連携した情報提供活動を推進し、男性職員に対する意識啓発を図るとともに、警務部警務課において、男性職員の育児休業等の取得に関する相談を受理し、要望に応じた支援を行う。

イ 男性職員の育児休業取得の奨励

配偶者の精神的かつ身体的な負担を軽減するため、ショートリリーフ育休（産後の期間中（出産の日の翌日から8週間を経過する日までをいう。）及び配偶者の育児休業後における短期間の育児休業取得をいう。）を奨励する。

ウ 男性職員の育児に関する休暇の取得促進

子供の出生時における出産補助休暇（特別休暇3日間）及び育児参加休暇（特別休暇5日間）の取得を促進する。

2 仕事と介護の両立支援

高齢者人口の増加とともに、介護を必要とする家族を抱える職員の増加が見込まれるため、次に掲げる取組を推進する。

(1) 介護に関する制度の周知

介護は誰もが直面し得る問題であり、また、介護を行う期間及び方策も多種多様であるため、職員に対して介護休暇、介護休業給付金等の各種制度を周知する。

(2) 制度を利用しやすい職場環境づくり

介護を行う職員が家庭の事情を相談しやすい体制の構築を図る。

(3) 後方支援体制の確立

介護は育児と異なり、突発的に問題が発生する場合があるため、職員が突然介護のための休暇を取得しても業務に支障がないよう後方支援体制の確立に努める。

### 3 生活の充実

年次休暇の取得日数を職員一人当たり年間12日以上とすることを目標とするとともに、家族と過ごす時間、余暇の時間等、生活の充実に充てる時間を確保するため、次に掲げる取組を推進する。

#### (1) 超過勤務の縮減

##### ア 職員の意識啓発

定時退庁日を設定するなど職員の意識啓発を図る。

##### イ 推進責任者等の意識改革

各種会議等を通じた推進責任者等の意識改革を図る。

##### ウ 業務の合理化及び効率化の推進

業務の見直しにより、業務の合理化及び効率化を図る。

##### エ 育児をする職員に対する配慮

小学校就学始期に達するまでの子供がいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限制度について周知する。

#### (2) 休暇の取得促進

##### ア 年次休暇の取得促進

(ア) 各所属における年次休暇の計画的な取得を促進し、職員の意識改革を図るとともに、休暇を取得しやすい職場環境を醸成する。

(イ) 所属長を始めとする幹部職員についても、積極的に休暇を取得する。

(ウ) 子供の学校行事、家族の記念日等におけるのじぎく休暇の取得を促進する。

##### イ 連続休暇の取得促進

年次休暇と休日等を組み合わせ、連続5日以上 of 休暇の取得を促進する。

### 4 男女共同参画の視点からの取組

本県警察の警察官に占める女性警察官の割合を令和3年4月1日までに10パーセントとすることを目標とするとともに、全ての職員が能力を発揮できる職場環境を構築するため、次に掲げる取組を推進する。

#### (1) 女性警察官の採用の拡大

##### ア 募集活動の強化

大学等への学校訪問及び女性向け就職説明会の開催等により、本県警察が女性にも魅力的な職場であることを積極的にアピールし、女性受験者の増加及び質の向上を図る。

##### イ 再採用制度の推進

退職した女性警察官の再採用を促進するとともに、再採用後における早期の異

動を抑制するなど、勤務環境の整備充実に努める。

ウ 育児又は介護のための離職・再採用制度の推進

離職・再採用制度の周知及び利用を促進するとともに、再採用された女性警察官が安心して育児又は介護ができる職場環境を整備する。

(2) 女性警察官の登用の拡大

ア 女性警察官の積極的登用

社会における女性の活躍推進が更に求められている中、組織における女性の能力をより一層活用するため、性別を問わず能力を発揮できる企画・立案部門等への積極的な登用に努める。

イ 教養参加機会の多様化

学校教養に関し、育児等のやむを得ない理由がある場合は入寮を免除するとともに、女性警察官の職域の拡大及び能力の向上に効果的と認められる教養について、ブロック別講習等を実施する。

(3) 女性警察官の執行力の維持及び向上

第一線における執行力の維持及び向上のため、女性警察官を対象とした実戦的な術科訓練を推進するとともに、女性警察官術科指導者講習を充実させ、女性の術科指導者を育成する。

(4) 女性が働きやすい職場環境づくり

ア 研修による意識啓発

男女共同参画に関する研修等により、固定的な性別役割分担意識の是正、仕事と家庭の両立等について意識啓発を図る。

イ 施設の整備

警察署及び交番における女性専用施設について、女性職員の配置状況を勘案の上、可能な限り整備する。

ウ 装備資機材の整備等

現場の活動実態に応じた使いやすい装備資機材の整備を図るとともに、女性警察官のニーズに応じたものとなるよう制服の見直しに努める。

エ 各種ハラスメントの防止

(ア) 視聴覚教材による教養、学校教養、外部講師の招へい等により、幹部を含めた職員全体の意識改革を図り、ハラスメントを防止する。

(イ) ハラスメント相談員を効果的に運用するなど、女性職員からの各種相談に的確に対応する。

オ 女性職員の意見を酌み取る施策の推進

女性職員からの意見聴取の機会を設けるなど、女性職員の意見を的確に反映できるよう配慮する。

## 5 その他

### (1) 子供及び子育てに関する地域活動への参加促進

兵庫県等が実施し、及び支援する子供及び子育てに関する活動等の周知及び同活動への積極的な参加を促進する。

### (2) 子育てに関する庁舎等のバリアフリー化の推進

子供を連れた来庁者が、子供と一緒に安心して利用できる多目的トイレ及びおむつ交換台の設置等の施設整備を適切に行う。

### (3) 職員同士の触れ合いの場の提供

職員が広く参加する福利厚生・文化教養事業の周知及び積極的な参加を促進する。